

農地の権利移動について

●農地の権利移動の許可制度

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。（農地法第3条）

●許可の対象

・対象

農地の貸借契約、売買契約、競売、公売等

・対象とならない、許可不要

農地の相続（※1）、共有持分の放棄、時効取得等、
農用地利用集積計画による利用権の設定、遺産の分割等

●許可の要件（※3）

・全部効率利用要件

取得予定の農地を含め、保有するすべての農地を効率的に耕作すること。

・農地所有適格化法人要件

法人の場合は、農地所有適格化法人であること。（※2）

・農作業常時従事要件

権利を取得する者（世帯員含む）が耕作に必要な農作業に常時従事すること。

・地域との調和要件

農地の集団化、農作業の効率化、周辺農地の利用に支障が生じないこと。

●農地の権利移動の許可申請の流れ

申請書類一式を苅田町農業委員会事務局に提出（毎月25日前後締切）→
苅田町農業委員会にて審議（次月10日前後）→許可通知

●農地の権利移動の許可申請に必要な書類

許可申請書、権利を取得する者の住民票（法人の場合は全部事項証明及び定款）、
登記事項証明書、位置図、字図、水利承諾書、隣地承諾書、農業委員意見書、
その他（※4） 各一部

※1 許可の対象ではありませんが、届出が必要です。

※2 農事組合法人や株式会社で、法人の主たる事業が農業であること。但し例外もあります。

※3 現在の耕作状況により、農業委員と農地利用最適化推進委員による聞き取り調査や現地確認をさせて頂くほか、営農計画を提出していただくことがあります。

※4 町農業委員会が必要と判断した書類です。

連絡先 苅田町農業委員会事務局 TEL 093-434-1901